第二十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

第二十二条に次の一項を加える。

2　法第十三条の二第三項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

第二十三条第二号イ中「第二十一条各号」を「第二十一条第一項各号」に改める。

第二十五条の二第二項中「ついて」の下に「、顧客の求めに応じ」を加え、「作成し、当該外国銀行代理長期信用銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない」を「示さなければならない」に改め、同条第六項中「事項」の下に「又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）」を加える。

第二十五条の二の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

第二十五条の二の二十二を第二十五条の二の二十五とし、第二十五条の二の二十一第一項中「第五十二条の二十一の二第二項」を「第五十二条の二十一の三第二項」に改め、同条を第二十五条の二の二十四とする。

第二十五条の二の二十中「第五十二条の二十一の二第一項」を「第五十二条の二十一の三第一項」に改め、同条を第二十五条の二の二十三とし、第二十五条の二の十九の次に次の三条を加える。

（長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第二十五条の二の二十　銀行法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　長期信用銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における長期信用銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　銀行法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該長期信用銀行持株会社における当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　銀行法第五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における長期信用銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二十五条の二の二十一　銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務

二　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

三　当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務

四　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のため電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

五　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

六　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

七　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

八　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

九　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務

十　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

十一　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十二　法第六条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務

十三　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

十四　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十七　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第二十五条の二の二十二　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

三　当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面

四　当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面

五　当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面

六　当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

七　その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　申請をした長期信用銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該長期信用銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。

二　申請をした長期信用銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該長期信用銀行持株会社の属する長期信用銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

三　申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。